

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （職員） 第3条 センターに，センター長及び専任教官のほか，必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか，必要に応じて，兼任<u>教官</u>を置くことができる。 〔省略〕 （事務室） <u>第7条 センターに，事務室を置く。</u> <u>2 事務室に関する規則は，別に定める。</u> 第2章 運営協議会 <u>第8条</u> 〔省略〕 （組織） <u>第9条</u> 協議会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する本学専任の<u>教官</u> 若干名 (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 若干名 <u>第10条</u> 〔省略〕 <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>第12条</u> 〔省略〕 <u>第13条</u> 〔省略〕 （審議事項） <u>第14条</u> 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの<u>教官</u>の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 （組織） <u>第15条</u> 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任<u>教官</u> 若干名	〔省略〕 （職員） 第3条 センターに，センター長及び専任<u>教員</u>のほか，必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか，必要に応じて，兼任<u>教員</u>を置くことができる。 〔省略〕 <u>第7条</u> 〔省略〕 （組織） <u>第8条</u> 協議会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する本学専任の<u>教員</u> 若干名 (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 若干名 <u>第9条</u> 〔省略〕 <u>第10条</u> 〔省略〕 <u>第11条</u> 〔省略〕 <u>第12条</u> 〔省略〕 （審議事項） <u>第13条</u> 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの<u>教員</u>の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 （組織） <u>第14条</u> 委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任<u>教員</u> 若干名

(3) <u>副学長 1名</u> (4) <u>学部主事</u> (5) <u>学長が委嘱する本学専任教員</u> 若干名 (任期) <u>第16条</u> <u>前条第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>第17条</u> 〔省略〕 <u>第18条</u> 〔省略〕 <u>第19条</u> 〔省略〕 第4章 所員会議 (所員会議) <u>第20条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。 2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。 第5章 雑則 (庶務) <u>第21条</u> 協議会及び委員会の庶務は、<u>センター</u>が処理する。 <u>第22条</u> 〔省略〕	(3) <u>副学長(研究等担当)</u> (4) <u>学系長</u> (5) <u>学長が委嘱する本学専任教員</u> 若干名 (任期) <u>第15条</u> <u>前条第2号及び5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>第16条</u> 〔省略〕 <u>第17条</u> 〔省略〕 <u>第18条</u> 〔省略〕 第4章 所員会議 (所員会議) <u>第19条</u> センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。 2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。 第5章 雑則 (庶務) <u>第20条</u> 協議会及び委員会の庶務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。 <u>第21条</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>
---	---